

令和5年11月2日
子ども・若者部

ファミリー・アテンダント事業の実施について

(付議の要旨)

子育て世帯の孤立防止と地域で見守る支援の強化を図るため、0歳児を育てている家庭への定期的な訪問等により、日常的な困りごとや悩みの早期把握及び地域の子育て支援情報や育児支援品の提供を行うとともに、地域の民間団体等と連携し、子育て世帯の不安や悩み、ニーズに寄り添う伴走支援を実施することを決定する。

1. 主旨

区では、在宅で子育てをしている家庭が多く、また日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人が少ないことから、「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」の重点政策の取組みにおいても、日々の暮らしの身近なところで、地域の人々や子育て支援につながるための場や機会の充実を掲げており、特に孤立しやすいとされる0歳児を育てる家庭への見守りや孤立防止に向けた取組みを強化する必要がある。

令和5年1月に都が策定した「こども未来アクション」のリーディングプロジェクトにおいて、子育て世帯を見守り、日常的な不安や悩みに寄り添うアウトリーチ型の支援として、ファミリー・アテンダント先進事例創出事業が示された。この事業を活用し、子育て世帯への定期的な家庭訪問等により、子育て世帯の抱える日常的な困りごとや悩みの早期把握及び児童館やおでかけひろばへのつなぎを始めとする地域の子育て支援情報や育児支援品の提供を行うとともに、地域の民間団体等と連携し、子育て世帯の不安や悩み、ニーズに寄り添う伴走支援を実施することで、子育て世帯の孤立防止と地域で見守る支援の強化を図る。

2. 事業概要(別紙1、2参照)

(1) 対象世帯

区内在住の0歳5か月～11か月の子を持つ子育て世帯

区が実施する3・4か月児健診及び乳児期家庭訪問(0歳4か月まで)からバースデーサポート事業(1歳)までの期間に定期的なアウトリーチを行うことにより、特に孤立しやすいとされる0歳児を育てる家庭への見守りと支援の強化を図る。

(2) 事業内容

定期訪問による見守り

見守り支援員が原則月1回、対象の子育て世帯を定期訪問し、チェックシート等により育児に関する不安や悩みの早期把握を行う。フォローが必要と思われる世帯や、伴走型の支援を希望する世帯については、地域の民間団体等による伴走支援やネウボラ・チーム、子ども家庭支援センター等につなぎ、切れ目のない支援を行う。

また、家庭訪問後、育児支援品に利用できる電子チケット等(訪問1回あたり3,000円相当)を配布し、子育て世帯が希望した育児支援品を後日提供するほか、オンラインを活用した地域の子育て支援情報のプッシュ型発信を行う。

傾聴・協働による伴走支援

見守り支援員からつながった子育て世帯を対象に、地域の民間団体等が家庭訪問等を行

い、育児への不安や悩みを傾聴するほか、おでかけひろば、児童館、保育園の地域支援等の地域の子育て支援につなげるなど、子育て世帯の日常的な不安や悩み、ニーズに寄り添う、継続的な伴走支援を実施する。

また、ネウボラ・チーム、子ども家庭支援センター等の関係機関との緊密な連携により子育て支援ネットワークを構築・強化し、子育て世帯の孤独化、孤立化を防止する。

(3) 対象件数

約3,630世帯/月

3. 実施方法

定期訪問による見守りについては、子育て世帯との信頼関係を構築し、困りごとや悩みを早期に把握して必要な支援につなぐ効果的な見守りや、子育て世帯のニーズに応じた子育て支援情報や育児支援品の提供が可能な事業者をプロポーザルで選定し、委託により実施する。

傾聴・協働による伴走支援については、子育て世帯の日常的な不安や悩みに寄り添い、継続的な支援を実施する必要があることから、地域の子育て支援情報やおでかけひろば、児童館、保育園の地域支援等の地域資源、子育て支援サービス等を熟知する利用者支援事業者に委託する。事業者とネウボラ・チーム等関係機関との連携を図り、地域における子育て世帯の見守りネットワークを構築・強化する。

なお、都補助の補助率が下がる令和9年度に向けて、区における他の事業との整理も含め、本事業の効果を検証し、令和9年度以降の事業内容を検討する。

4. 開始時期

令和6年7月(予定)

令和6年4月～6月に対象である世帯については、7月以降に経過措置を実施する。

5. 概算経費

歳出：456,860千円

<内訳> 定期訪問による見守り 448,174千円

傾聴・協働による伴走支援 8,686千円

歳入：456,860千円(補助率10/10)

令和8年度まで補助率10/10、令和9年度以降補助率1/2

6. 周知方法

対象の子育て世帯に対し、初回の案内通知を発送する。併せて、区ホームページやSNS等を活用した周知を行うとともに、子ども・子育て支援関係者にも周知を行う。

7. 今後のスケジュール(予定)

令和5年11月 子ども・若者施策推進特別委員会

令和6年 1月 プロポーザル公告

3月 事業者決定

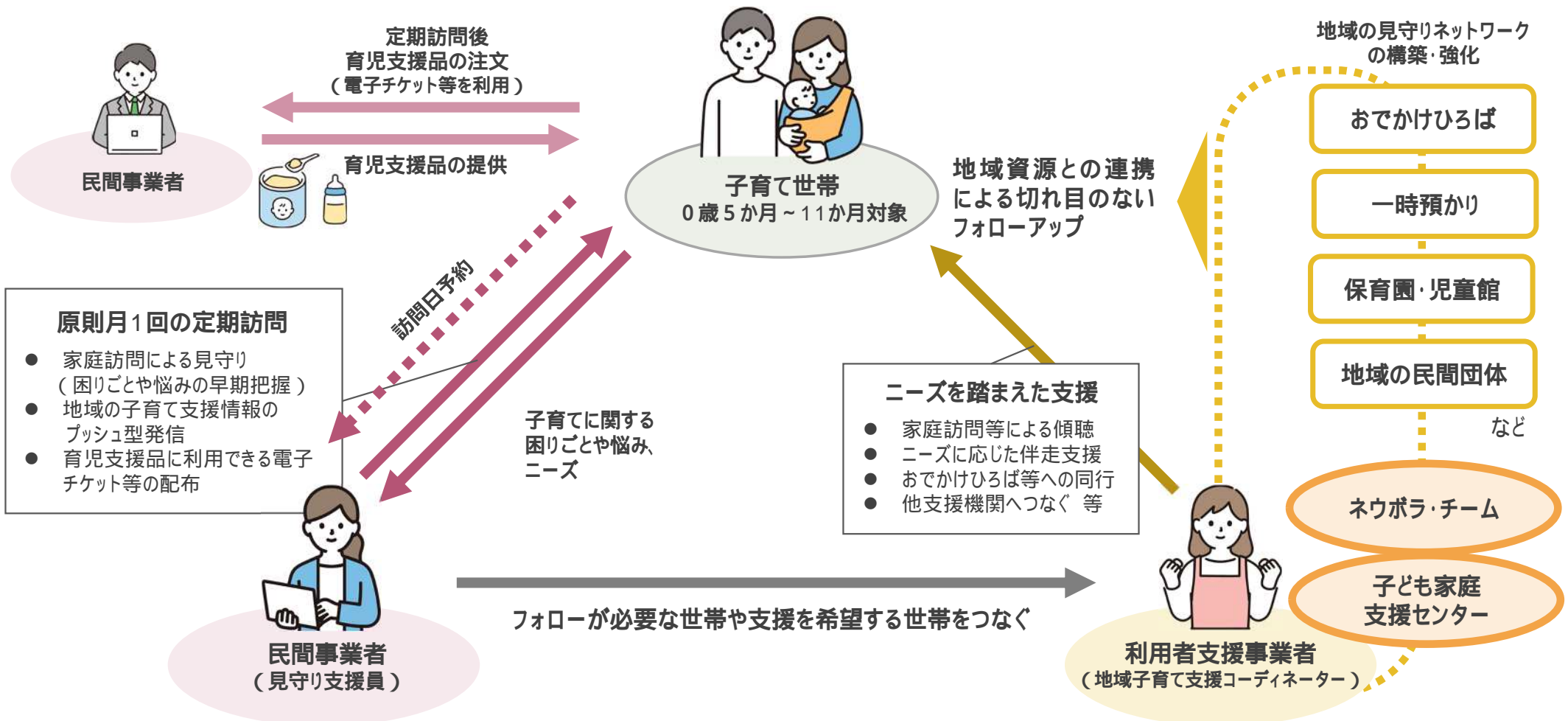
4月 事業委託開始 3か月の準備期間を設ける

7月 事業実施

ファミリー・アテンダント事業概要

定期訪問による見守り

傾聴・協働による伴走支援



ファミリー・アテンダント事業の位置づけ

